

項目	地域	安 堵 町 (宅地造成事業等に関する指導要綱)	
適用範囲		1. 宅地又は宅地以外の用に供する目的で行う土地の形質の変更をいう。 2. 適用範囲は500㎡以上とするが、500㎡未満の土地の形質の変更についても町長が必要と認めた場合も適用する	
宅地事業計画		1. 住宅地の街区は地形及び周辺の状況、並びに予定される建築物の敷地の規模及び配置を勘案して適正に区画する。 2. 止むを得ない部分を除き165㎡以上とする。	
協議・協定		1. 監督官庁の許認可の申請を行う以前（許認可を必要としない行為の着手前）に事業計画について協議書を提出して町長の指示をうけること。 2. 協議が合意に至った場合は、覚書を締結すること。	
公共・公益施設の負担		1. 公共施設（道路、排水施設、広場、緑地、消防の用に供する貯水施設、集会場）は自己負担で施行すること。 2. 施設協力金 イ、分譲住宅等一般住宅 3,300円/㎡ ロ、アパート、共同住宅等集団住宅 30万円/1戸 ハ、工場、倉庫等これらに類する施設 2,500円/㎡ ニ、店舗及びこれに類するもの 3,000円/㎡ 3. 保証金 宅地事業が適正に施行されていることを担保するため、開発行為にかかる施設協力費の10%の保証金を納入すること 4. 保証金の返還は、工事完了公告の後とし、覚書が完全に履行されている場合とする。	
公共・公益施設	道 路	都市計画に適合し、構造は道路構造令によるほか、別に定めるところにより築造すること。	
	公 園	広場設定基準 1. 施行規模が3,000㎡未満は不要 2. 施行規模が3,000㎡以上10,000㎡未満は総施行面積の4%以上、かつ、1人当たり4㎡以上 3. 施行規模が10,000㎡以上30,000㎡未満は総施行面積の5%以上、かつ、1人当たり4㎡以上 4. 施行規模が30,000㎡以上は、奈良県の開発行為の技術基準を準用する。	
	上・下水道	1. 給水するため町上水道を利用する場合は、安堵町水道事業給水条例及び同施行規定等の定めにより、水道事業管理者の指示を受けること。 2. 排水施設は、排水すべき排水量を支障なく流下させる構造とする。	
	消防施設	消防水利施設として、町長の指定する消防水利をその地区の規模に応じて設置すること。	
	教育施設	小学校	
		中学校	
幼稚園 保育園			
し尿処理施設	水洗方式		
公害対策		公害の発生防止のため、町長の命ずる必要適切な措置を講ずること。	
文化財の保護			
その他の措置		集会場の設置 1. 施行規模が3,000㎡未満は不要 2. 施行規模が3,000㎡以上15,000㎡未満は集会場用地の提供とし、施設の設置は不要。 3. 施行規模が15,000㎡以上は施設の設置を要する。	
施行改正年月日		昭和61年 4月 1日改正	